

日本獣医学会企画シンポジウム 「法獣医学の挑戦」

動物愛護論と愛護動物虐待等罪

三上正隆(教授)
愛知学院大学法学部

1. はじめに

我が国の動物保護法である動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」又は「法」という。)の基本思想は「動物愛護論」である。本講演では、この動物愛護論がいかなるものかを紹介した上で、同理論が愛護動物虐待等罪の規定(法44条)や判例にどのように現れているのかを見ていくことにしたい。

2. 動物愛護論の内容

欧米の動物保護法の基本思想は動物福祉論である。同理論によれば、動物の保護において、動物の状態に焦点が当てられることになる。これに対して、動物愛護論によれば、動物の保護において、人と動物の関係性や人が動物をかわいがる気持ちにも着目が見なされることになる。法1条は「この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止……等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、……もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。」と規定しており、ここから動物愛護管理法の基本思想が動物愛護論であることが分かる。

3. 愛護動物虐待等罪に現れる動物愛護論

(1) 保護法益

愛護動物虐待等罪の保護法益(＝法的な保護に値する利益)は、虐待等(＝殺傷・虐待・遺棄)される「動物の生命・身体」であると思われる。しかしながら、動物愛護管理法が動物愛護論に立脚していることに鑑みれば、解釈論上、それは、「動物愛護の良俗」であると解すべきことになる。

(2) 規定

愛護動物虐待等罪の背後には動物愛護論があるため、同罪の行為客体(＝虐待等の行為が向けられる対象)は、人間の愛護の対象となる「愛護動物」、すなわち、「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」(＝1号動物)及び「前号に掲げるもの〔1号動物〕を除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」(＝2号動物)とされている(法44条4項)。

(3) 判例

名古屋地裁令和4年12月7日判決(D1-Law28310506)は、愛護動物虐待罪(法44条2項)における「適切な保護」行為の具体的内容を特定するための基準に関して、「動物愛護法44条2項の定める『適切な保護』として『獣医師による治療を受けさせること』が求められるには、被告人の認識した愛護動物の負傷の程度が、一般人をして、獣医師による治療を受けさせることが必要であると判断できる程度のものである必要がある」(下線部、引用者)と判示している。この解釈は動物愛護論に基づくものともいえよう。

5. おわりに

動物愛護論では、人間の感情に基づいた動物保護となりかねず、時に動物保護に欠けるおそれが生じる。そこで、今後、我が国の動物保護法は動物福祉論に基づくものと改められ、獣医学等による科学的な判断に基づく動物保護が貫徹されることが望まれる。

【講演者略歴】

2008年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得後退学

2008年-2010年 早稲田大学法務教育研究センター客員講師・客員研究員

2010年-2013年 愛知学院大学法学部 専任講師

2013年-2020年 愛知学院大学法学部 准教授

2020年-現職